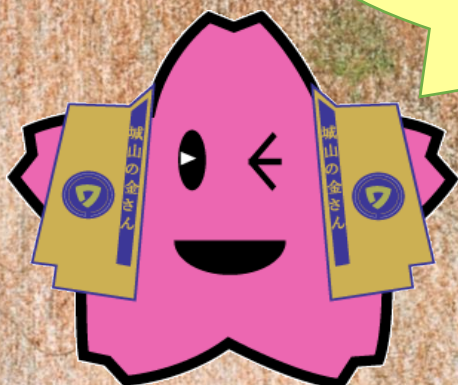


障がい福祉 ガイドブック

編集・発行

涌谷町障害者自立支援協議会

令和3年3月



はじめに ～ 障がい福祉ガイドブックについて ～

このガイドブックは、主に障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を所持している方が利用できるサービスや制度について掲載しているものです。紙面の都合上、概要のみ掲載しておりますので、詳しくは掲載されている担当相談窓口までお問い合わせ願います。



目次

- **気になることがあるとき、相談できる場所はありますか？**
 - 相談窓口 1
- **障害者手帳はどこで交付してもらえますか？**
 - 障害者手帳 2
- **手当や年金はありますか？**
 - 手当・年金 3
- **医療費の助成はありますか？**
 - 医療 5
- **交通機関の割引や税金の減免はありますか？**
 - 割引・助成・減免 7
- **日常生活で使う機器や住宅改修の助成はありますか？**
 - 補助用具・住宅のバリアフリー 9
- **働きたい、日中活動をしたい、泊まりたい、入浴・家事・外出などを手伝ってほしい。こんなときどうすればいいですか？**
 - 障害福祉サービス 11
- **他にどのようなサポートを受けられますか？**
 - その他 13
- **涌谷町障がい福祉まっぷ** 16

※ 「障がい」の表記について

このガイドブックの中では、法律上の名称等や固有名詞等を除き、原則ひらがな（障がい）で表記しています。



相談窓口



涌谷町基幹相談支援センター →16ページ「涌谷町障がい福祉まっぷ」②			
相談内容	障がいに関する総合的な相談に応じます。色々な困りごとや課題を一緒に考えていきますのでお気軽に来所ください。		
受付時間	月曜日～金曜日 8:30～19:00		
TEL	0229-25-9675	E-mail	sypk145@ybb.ne.jp
涌谷町福祉課福祉班 →16ページ「涌谷町障がい福祉まっぷ」①			
相談内容	各障害者手帳の手続きや医療費の助成、各種手当、減免などの申請を受付します。		
受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15		
TEL	0229-43-5111	E-mail	gr-chiiki@town.wakuya.miyagi.jp
相談支援事業所りーも →16ページ「涌谷町障がい福祉まっぷ」②			
相談内容	希望の暮らしについて相談のできる場所です。障害福祉サービスや料金等の相談からご本人の希望に沿った計画を作成します。		
受付時間	月曜日～金曜日 8:30～19:00		
TEL	0229-25-9675	E-mail	sypk145@ybb.ne.jp
涌谷町社会福祉協議会 →16ページ「涌谷町障がい福祉まっぷ」⑤			
相談内容	福祉についての専門的な相談や、日常生活の困りごとなど幅広く相談に応じます。		
受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:30		
TEL	0229-43-6661	E-mail	shakyo@wakuya-sfk.net
障害者相談員			
相談内容	町では障がいのある方の相談に応じ、助言を行う身体障害者相談員及び知的障害者相談員を委嘱しています。個人のプライバシーについては固く守るよう義務付けられていますので、困っていることや制度についてなど、ひとりで悩むことなく、お気軽にご相談ください。同じような悩みを抱え、乗り越えた仲間（相談員）だからこそ、心に寄りそった相談ができます。		
TEL	0229-43-5111 涌谷町福祉課福祉班で各相談員との日時等の調整を行います。		

障害者手帳

※ 必要な書類や申請方法等の詳細につきましては、窓口までお問い合わせください。

手帳種別	内容
身体障害者手帳	身体に障がいのある方が、各種の相談、各種福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳です。障がいの等級は、程度に応じて1級から6級まであります。
療育手帳	18歳以前より知的障がいのある方が、各種の相談、各種福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳です。障がいの程度に応じて、A・Bの区分があります。年齢により2～5年に1度更新手続きが必要となります。
精神障害者 保健福祉手帳	精神に障がいのある方が、各種の相談、各種福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳です。障がいの程度に応じて、1級から3級まであります。有効期限2年間で、2年ごとに更新手続きが必要となります。
窓口	涌谷町町民医療福祉センター (涌谷町福祉課福祉班) 0229-43-5111

障害者手帳

「障害者差別解消法」について

◎障害者差別解消法とは？

障がいのある方もない方も、互いに、その人らしさを認め合いながら、「障がいを理由とする差別」をなくし、共に生きる社会をつくる事を目指すための法律です。平成28年4月1日より施行されました。

◎障害者差別解消法のポイント

1. 不当な差別的取扱いの禁止

障がいを理由に、正当な理由なくサービスの提供をしないことや障がいのない方と異なる取り扱いをすることなどは「不当な差別的扱い」になります。

- 例) ・ 店に入ろうとしたとき車いすを理由に入店を断る。
・ 学校の受験や入学を拒否する。
・ 本人を無視して介助者や支援者、付き添いの方だけに話しかける。
・ 受付の対応を拒否する。

2. 合理的配慮の提供

障がいのある方が、障がいのない方と同じように生活するために困っていることや不便なことを補うのが「合理的配慮」です。

- 例) ・ 聴覚障がいの方に筆談やジェスチャーなどを活用して情報発信をする。
・ 段差にスロープを渡したり、乗り越えの際に補助を行う。
・ 理解が難しい方に意思を伝えあうためイラストや写真などを使う。
・ 字幕や手話などの見やすさを考慮して座席配置を決める。

手当・年金

※ 対象者や金額等の詳細は窓口でご確認ください。

特別障害者手当	
内容	在宅で身体又は精神（知的）に著しく重度の障がいを有し、日常生活に特別の介護を必要とする <u>20歳以上</u> の方に支給する手当です。
窓口	涌谷町町民医療福祉センター (涌谷町福祉課福祉班) 0229-43-5111

障害児福祉手当	
内容	在宅で身体又は精神（知的）に著しく重度の障がいを有し、日常生活に特別の介護を必要とする <u>20歳未満</u> の児童に支給する手当です。
窓口	涌谷町町民医療福祉センター (涌谷町福祉課福祉班) 0229-43-5111

特別児童扶養手当	
内容	心身に障がいのある <u>20歳未満</u> の児童を監護している父母又は養護者に支給される手当です。
窓口	涌谷町町民医療福祉センター (涌谷町福祉課子育て支援室) 0229-43-5111

児童扶養手当	
内容	離婚等で父又は母がいない状態の家庭で、児童を養育している母又は父に支給される手当です。
窓口	涌谷町町民医療福祉センター (涌谷町福祉課子育て支援室) 0229-43-5111

障害者扶養共済制度	
内容	障がい児（者）を扶養している保護者が一定の掛け金を納めることにより保護者が死亡（重度障がいを生じた）した場合に障がい児（者）に年金が支給されます。
窓口	涌谷町町民医療福祉センター (涌谷町福祉課福祉班) 0229-43-5111

障害年金（基礎年金・厚生年金）	
内容	<p>障害年金とは、病気やケガによる障がいのある方に、国から支給される公的年金のことです。</p> <p>障害年金には、障害基礎年金と障害厚生年金の2種類があります。このどちらの種類になるかで、受け取るための条件や受け取る金額が変わってきます。</p>
窓口	<p>涌谷町町民生活課町民生活班 0229-43-2113</p> <p>古川年金事務所 0229-23-1200</p>

特別障害給付金	
内容	<p>国民年金に任意加入していなかったことにより、障がい者であっても障害基礎年金を受給できない方のために、福祉的措置としてとられている制度です。</p>
窓口	<p>涌谷町町民生活課町民生活班 0229-43-2113</p> <p>古川年金事務所 0229-23-1200</p>

ヘルプマークを配布しています。

◎ ヘルプマークとは？

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病を抱えている方など、外見から分からなくても、支援や配慮を必要としている方々が、周囲の方から援助や配慮を得やすくなるように作成されたマークです。

◎ ヘルプマークをつけている方を見かけたら？

電車やバス内で席を譲る、困っているようであれば声をかける、災害時に避難するために支援を行うなど、思いやりのある行動をお願いします。

◎ 交付対象者

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、精神、知的、発達障がいの方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方

◎ 配布窓口

涌谷町町民医療福祉センター
 涌谷町福祉課福祉班（0229-43-5111）

- ・ 申し出により窓口で配布します。（代理人可）
- ・ 一人につき配布個数は一つになります。




医療



自立支援医療（更生医療）	
内容	身体障がい者が、指定医療機関において、その障害について確実な効果が期待できる医療（心臓手術、人工関節置換、腎移植、人工透析等）を受ける場合に対象となります。
対象者	身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方
費用の一部負担	医療保険単位の世界帯の所得に応じて自己負担の上限が設定。また、一定所得以上の場合は対象外となることがあります。
窓口	涌谷町町民医療福祉センター 0229-43-5111 (涌谷町福祉課福祉班)

自立支援医療（育成医療）	
内容	身体に障がいのある児童、又は現存する疾患を放置すれば将来的に障がいを残す可能性のある児童が指定医療機関において、確実な治療効果が期待できる医療を受ける場合に対象となります。
対象者	18歳未満の障がいを有する児童や、現存する疾患を放置すると将来において障がいを残すと認められる児童
費用の一部負担	医療保険単位の世界帯の所得に応じて自己負担の上限が設定。また、一定所得以上の場合は対象外となることがあります。
窓口	涌谷町町民医療福祉センター 0229-43-5111 (涌谷町福祉課福祉班)

自立支援医療（精神通院医療）	
内容	精神疾患の治療のために必要な医療を指定自立支援医療機関となっている病院又は診療所に通院する場合に、対象となります。
対象者	統合失調症、精神作用物質による急性中毒又は依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する方で通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方。
費用の一部負担	医療保険単位の世界帯の所得に応じて自己負担の上限が設定。また、一定所得以上の場合は対象外となることがあります。 <u>入院の場合は対象外</u>
窓口	涌谷町町民医療福祉センター 0229-43-5111 (涌谷町福祉課福祉班)

心身障害者医療費助成制度	
内容	障がい者に対して、保険診療の自己負担分を助成する制度
対象者	① 身体障害者手帳の障がい程度が1級又は2級（内部障がい3級も含む）の方 ② 療育手帳の障がい程度Aの方 ③ 特別児童扶養手当1級の方 ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の方 
費用の一部負担	心身障害者医療費受給者証を提示し、申請書を毎月提出して、医療機関を受診した場合、医療保険適用範囲での自己負担分が後日助成となります。 ※ 障がい者又はその扶養義務者及び配偶者の前年の所得が限度額を超えている場合は対象外
窓口	涌谷町町民医療福祉センター 0229-43-5111 （涌谷町福祉課福祉班）

難病医療費助成制度	
内容	指定難病（333疾病）に医療費が助成されます。
窓口	大崎保健所疾病対策班 0229-91-0714

小児慢性特定疾病医療費助成事業	
内容	小児の慢性疾患のうち特定の疾患について医療費が助成されます。
窓口	大崎保健所疾病対策班 0229-91-0714

※ 要件や対象等には例外もあり対象とならない場合もあります。

※ 高額療養費、入院時の差額室料、食事療養費に係る標準負担額、自費診療分は除きます。


涌谷町町民バスの「マイ時刻表」を誰にでも無料で作成します！


マイ時刻表は自宅近くのバス停から目的地まで、利用する時間を考慮しながら、一人ひとりの目的に応じて作成する、自分だけの専用の時刻表です。

時刻表や路線図をみても分からない。〇〇に行くにはどうしたらいいの？

例えば、こんな使い方！

車の免許を返納した後の、通院や買い物はどうしよう。





➔

町民バスを使えば、今までと同じように外出できることがわかって、ほっとひと安心！

【問い合わせ先】 涌谷町社会福祉協議会地域福祉課地域支援係 0229-43-6661

割引・助成・減免

※ 対象者や要件の詳細は各窓口までお問い合わせください。

各種割引		
各企業	手帳	内容
J R (鉄道)	身体・知的	J Rを利用する場合に運賃が割引されます。障害者手帳を必ずお持ちください。
NEXCO (高速道路等)	身体・知的	有料道路の割引があります。涌谷町福祉課福祉班でお手続きが必要です。
NHK	身体・知的・精神	NHKの料金が免除（全額または半額）になります。涌谷町福祉課福祉班でお手続きが必要です。
NTT (電話)	身体・知的・精神	電話帳の利用が困難な方を対象に、番号案内料を無料とする「ふれあい案内」を提供しています。NTTに申し込みが必要です。
航空機 (国内線)	各社ごとに異なる	各社ごとに異なります。
旅客船	各社ごとに異なる	各社ごとに異なります。
携帯電話料金	各社ごとに異なる	各社ごとに異なります。
涌谷町町民バス	身体・知的・精神	障害者手帳の所持者とその介護者（1人につき1人まで）が無料で乗車することができます。乗車の際に障害者手帳を提示してください。
		窓口 涌谷町企画財政課企画班 0229-43-2112
南郷タクシー	身体・知的・精神	障害者手帳の提示で運賃を1割引します。（車いす対応、寝台対応は不可）
		窓口 有限会社南郷タクシー 0120-43-4016

※ 掲載されている企業等以外にも割引等がございますので、用途に合わせお問い合わせください。

障害者自動車改造費の助成	
内容	社会参加促進のため、障がい者本人が所有し運転する自動車の操向装置（ハンドル）などを改造する必要がある方に改造費の一部を助成します。（予算の範囲内での助成金の交付となります）
窓口	涌谷町町民医療福祉センター (涌谷町福祉課福祉班) 0229-43-5111

自動車運転免許の取得費の助成	
内容	障がいのある方が自動車運転免許の取得に要した費用の一部を助成します。（予算の範囲内での助成金の交付となります）
窓口	涌谷町町民医療福祉センター 0229-43-5111 (涌谷町福祉課福祉班)

自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税環境性能割の減免	
内容	障がい者本人又は同一生計者が運転し、障がい者のために利用される自動車に係る税金が免除又は減免されます。 一人につき、普通自動車又は軽自動車いずれか一台に限ります。
窓口	普通自動車税 } 宮城県 0229-91-0705 (環境性能割・種別割) } 北部県税事務所 軽自動車税環境性能割：涌谷町税務課税務班 0229-43-2114

所得税・住民税の控除	
内容	申告等により、所得税、町県民税の所得控除が受けられます。
窓口	涌谷町税務課税務班 0229-43-2114

その他税金控除		
相続税	障がい者が相続により財産を取得する場合に、障がいの程度、年齢に応じて相続税の控除が受けられます。	古川税務署 0229-22-1711
贈与税	特定障がい者の生活費等に充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障がい者を受益者とする財産の信託があったときは、信託受益権の価額のうち、6,000万円（特定障がい者以外は3,000万円）まで非課税になります。	
扶養共済制度 掛け金	宮城県心身障害者扶養共済制度の掛金が所得から控除されます。	
利子等の非課税 (マル優)	元本が350万までの預貯金等（預貯金、貸付信託、公社債等）の利子が非課税となります。	預貯金先の 金融機関
個人事業税 の非課税	重度の視覚障がい者（失明又は両眼の視力が0.06以下）が行う、はり・きゅう・あんま等の医療に類する事業は非課税となります。	宮城県 北部県税事務所 0229-91-0703

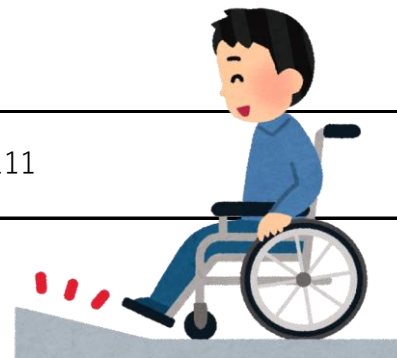
補助用具・住宅のバリアフリー



補装具費支給制度	
内容	障がい者等の身体機能を補う補装具の購入や修理の費用を支給します。給付を受けようとする場合、事前申請が必要です。
対象者	身体障害者手帳をお持ちの方及び難病患者の方。 ※ 世帯の最多納税者の町民税所得割額が46万以上の場合は支給の対象となりません。
本人負担	原則1割負担（自己負担上限月額37,200円）です。 ※ 生活保護世帯、低所得世帯は無料です。基準を超過した場合は自己負担となります。
障害種別	補装具の種類
肢体不自由	義肢、義手、下肢装具、靴型装具、体幹装具、上肢装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、重度障がい者用意思伝達装置
障がい児のみ対象	座位保持いす、起立保持具、頭部保持具
視覚障がい	盲人安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい	補聴器
窓口	涌谷町町民医療福祉センター (涌谷町福祉課福祉班) 0229-43-5111



住宅改修費の給付	
内容	重度障がい者の在宅生活の支援や、介助費の負担軽減を図るため、住宅改修工事を行なう場合、工事費用の一部を給付します。(既存の住宅に限り1回のみ) 上限20万円
対象者	次のすべてに該当する方 ① 下肢、体幹機能障がい3級以上（特殊便器への取替えについては上肢2級以上）の方 ② 小学生以上の方 ③ 介護保険の対象とならない方
窓口	涌谷町町民医療福祉センター (涌谷町福祉課福祉班) 0229-43-5111



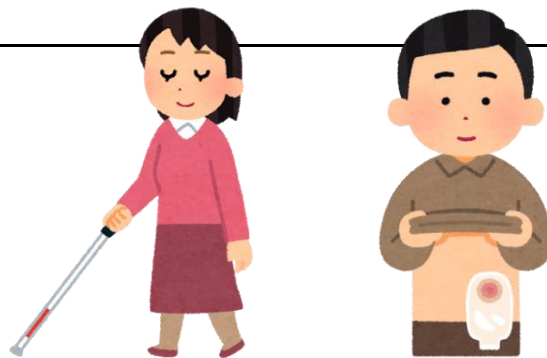
日常生活用具の給付	
内容	日常生活上の便宜を図るため、在宅生活している障がい者等に用具を給付します。給付を受けようとする場合、 <u>事前に申請が必要</u> です。 ※ 用具購入後の申請は受付できません。
対象者	身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方及び難病患者等の方
費用の一部負担	原則1割負担（生活保護受給世帯・低所得世帯は無料）
窓口	涌谷町町民医療福祉センター 0229-43-5111 (涌谷町福祉課福祉班)

日常生活用具一覧

視覚	視覚障がい用ポータブルレコーダー、盲人用時計、視覚障がい者拡大読書器、情報通信支援用具（パソコン周辺機器、ソフト）、活字文章読み上げ装置
聴覚	聴覚障がい者用屋内信号装置、聴覚障がい用通信装置、聴覚障がい用情報受信装置
肢体等	特殊便器、特殊寝台、特殊エアマット、携帯用会話補助装置、入浴補助用具、移動用リフト、移動移乗支援用具、頭部保護帽、歩行補助杖、居宅生活動作補助用具
内部	人工咽頭、ストーマ用装具、ネブライザー、電気式たん吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器
その他	火災警報器、自動消火器

※ 上記以外の種目もありますので、詳しくはお問い合わせください。

※ 対象者には年齢、要件等がある場合がありますので詳しくはお問い合わせください。



自動車事故被害者救済制度について

国土交通省及び独立行政法人自動車事故対策機構（N A S V A）では自動車事故被害者に対し、①療護施設の設置・運営、②介護料の支給、③交通遺児等貸付などの取組を行っています。

①窓口：東北療護センター 022-247-1171

②③窓口：自動車事故対策機構 仙台主管支所 022-204-9902

また、自動車事故にあい、お困りの方へ相談先を電話で紹介しています。

<N A S V A 交通事故被害者ホットライン> 0570-000738

障害福祉サービス

相談支援 サービスの利用計画を作成する。まずは相談支援事業所にご相談ください。	相談支援事業所 リーモ	涌谷町涌谷字新下町浦188 結の郷わくや施設内 TEL：0229-25-9675 →16ページ「涌谷町障がい福祉まっぷ」②
--	----------------	---

◎ 働くための支援を受けたい

種別	内容
就労移行支援	就労に必要なための知識や能力の向上のために訓練を行う。
就労継続支援 A型	生産活動その他活動の機会を提供して、その他就労に必要な知識や能力の向上を目指す。（雇用契約あり）
就労継続支援 B型	一般企業への就職が難しい（現段階で）障がい者に就労機会の提供と、生産活動を通して知識や能力の向上を目指す。（雇用契約なし）

◎ 日中活動の場がほしい

種別	内容
生活介護	生産活動や創作活動の機会を提供して、身体機能や生活能力の向上のために必要な支援を行う。
放課後等 デイサービス	障がいのある学齢期児童が学校の授業終了後や学校休業日に通う、療育機能・居場所機能を備えた福祉サービス。
日中一時支援	保護者が一時的に休息を必要とする場合等に日中の活動の場の提供を行う。
地域活動支援 センター	創作・生産活動の機会を提供し、社会との交流促進、生活指導、生活能力向上のための訓練等を行い就労意欲・社会適応能力の向上を図る。
児童発達支援	障害児に対する日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

児童発達支援等の利用者負担が無償化となりました！

対象となる方：満3歳から小学校入学前までの全てのお子さん

対象サービス：児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

◎ 外出のお手伝いをしてほしい

種別	内容
同行援護	視覚に障がいがあるため、外出時の移動が困難な方へ安全に移動が行えるように外出時に同行するサービス。
行動援護	自己判断能力を制限されている方が、外出時に危険を回避するために必要な支援や移動の補助が受けられるサービス。
移動支援	屋外での移動に困難がある人に円滑に外出できるように支援を行うサービス。

◎ 自宅で入浴や家事等のお手伝いをしてほしい

種別	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅へ支援員が訪問して、自宅での入浴や排せつ、食事の介助や家事の支援を行うサービス。
訪問入浴	在宅で生活する重度の障がい者が、訪問入浴車の利用により自宅へ浴槽を持ち込むことで自室等で入浴できるようにするサービス。

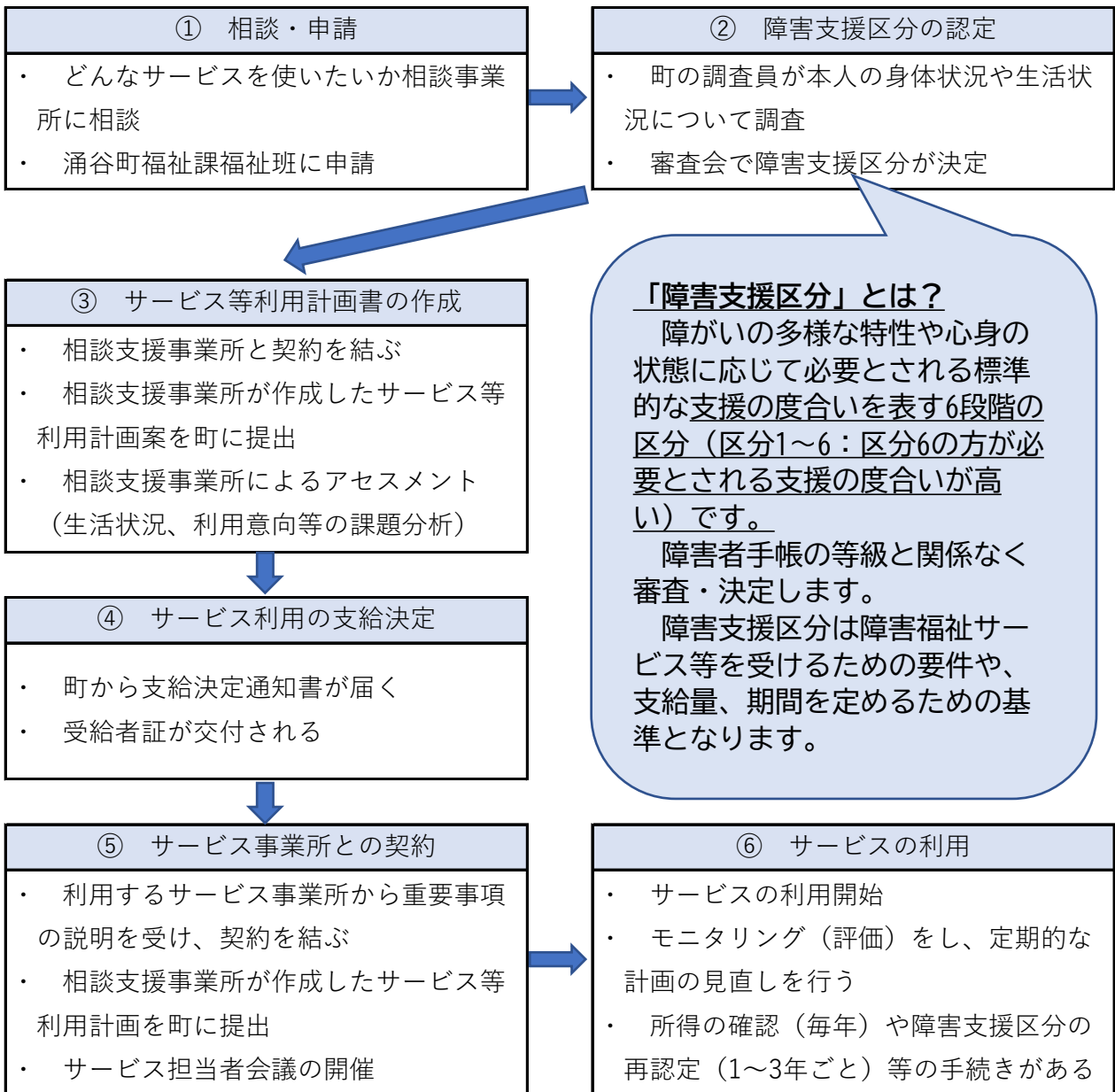
◎ お泊りで支援を受けたい

種別	内容
短期入所	保護者の病気療養・リフレッシュの際や、利用者本人の宿泊体験の場として生活上の支援を含めて一時的に宿泊できるサービス。

※ サービスの詳細や料金については相談支援事業所に問い合わせください。

※ 記載以外のサービスについても相談支援事業所までご相談ください。

障害福祉サービスを利用するには？



その他

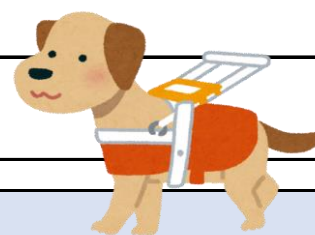
成年後見制度	
内容	認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者などで判断能力が不十分な状態にある方の財産管理や介護サービス、福祉サービスの利用契約などを成年後見人が行い保護する制度です。
窓口	涌谷町基幹相談支援センター（相談窓口） 0229-25-9675 仙台家庭裁判所古川支部 0229-22-1694

日常生活自立支援事業（まもりーぶ）	
内容	障がいなどで判断能力が十分でない方を対象とし、日常的な金銭管理の出し入れや生活の見守りを本人との契約で実施します。県社協と涌谷町社協が連携し、地域住民の生活支援員が定期的に訪問しお手伝いします。
窓口	涌谷町社会福祉協議会 0229-43-6661 大崎地域福祉サポートセンター 0229-25-3032

意思疎通支援事業	
内容	聴覚障がい者等とほかの方の意思疎通を支援するために意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）を派遣します。
窓口	涌谷町町民医療福祉センター 0229-43-5111 (涌谷町福祉課福祉班)



緊急通報装置	
内容	身体障害者手帳を交付されているひとり暮らしの方のお住まいに、緊急時に消防署などに通報できる装置を設置します。ただし、近隣にお住まいの方の協力が得られることが必要です。
窓口	涌谷町町民医療福祉センター 0229-43-5111 (涌谷町福祉課福祉班)



身体障害者補助犬の貸与等相談	
内容	身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の利用に関する相談に応じます。また、補助犬を貸与する訓練事業者に対する補助制度もあります。
問合せ先	宮城県保健福祉部障害福祉課社会参加促進班 022-211-2541

酸素濃縮器利用助成事業	
内容	涌谷町に居住する呼吸器機能障がいの方で医師の指示により在宅酸素療法を必要とし、酸素濃縮器を使用している方に、電気料金の一部を助成します。
窓口	涌谷町町民医療福祉センター 0229-43-5111 (涌谷町福祉課福祉班)

配食サービス	
内容	栄養バランスのとれた食事を、手渡しの配達で行う安否確認も含めたサービスです。（夕食1食500円）※ 令和3年4月から600円に変更
窓口	涌谷町町民医療福祉センター （涌谷町福祉課福祉班） 0229-43-5111（申込み先）
	涌谷町社会福祉協議会 0229-43-6661

生活福祉資金貸付制度	
内容	収入が少なく、必要な資金の融資を他から受け取ることが困難な世帯や、障がい者等がいる世帯に対し、世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図ることを目的として、資金の貸付を行なう制度です。 ※ <u>償還見込みの世帯が対象です。</u>
窓口	涌谷町社会福祉協議会 0229-43-6661

介護タクシー一覧		
会社名	連絡先	内容
介護タクシーこころ（涌谷）	0229-72-2301 080-3144-8168	寝台対応可能
タックス介護タクシー（小牛田）	0229-32-5771	

※ その他大崎地域、石巻地域、登米地域の介護タクシーの詳細については、基幹相談支援センター、相談支援事業所にお問い合わせください。

各種団体・ボランティア	
団体名	内容
① 涌谷町 障害者支援協議会	障がい者と健常者が同じ社会で共に暮らせる仕組み作りに貢献することを目的に活動しています。毎年、芋煮会を実施しています。
② 涌谷町 手をつなぐ親の会	障がい児（者）の基本的な人権を守り、福祉の向上や社会参加の促進を目的として活動しています。障がい児の学校（学級）や在宅障がい児への支援や研修会等を実施しています。
③ 涌谷町 身体障害者福祉協会	身体障がい者福祉増進と県協会事業への協力を目的として、会員同士の交流や障がい者の相談、行政へ協力等を行っています。
④ ボランティアグループ あけぼの会	涌谷町の広報誌や社協だより等の朗読テープを無料で貸し出しています。視覚障がい者の方や介護者の方などお気軽にご利用ください。
問合せ先	①・②涌谷町町民医療福祉センター(涌谷町福祉課福祉班) 0229-43-5111 ③・④涌谷町社会福祉協議会地域福祉課 0229-43-6661

障害者検診			
内容	身体に障害がある方の二次障害の予防を目的として、身体機能（筋力、関節の動き、歩く速さ等）を評価し、医療相談等を行います。		
対象者	① 県内で在宅生活をしている方 ② 身体障害者手帳（肢体不自由）を所持している18歳以上の方 ③ その他、宮城県リハビリテーション支援センター医師が必要と認めた方		
会場	宮城県リハビリテーション支援センター及び各圏域（大崎、登米、石巻等）で実施しています。 ※ 会場や日程の詳細については、お問い合わせください。		
期間	毎年5月から12月まで	費用	無料
問合せ先	宮城県リハビリテーション支援センタークリニック班 022-784-3592		

高次脳機能障害家族交流会及び個別相談	
内容	主に当事者家族の方が日頃の関わりの中での御苦勞や悩みを話したり他の方の体験談を聞ける場として開催しています。必要に応じて個別相談も行っております。（新型コロナウイルスの流行状況によっては家族交流会を中止する場合があります。）
窓口	宮城県北部保健福祉事務所母子・障害第二班 0229-87-8011



宮城県ゆずりあい駐車場利用制度	
内容	公共施設や商業施設などの障がい者等用駐車区画について対象者の方以外の不適正な利用の抑止を図るために、歩行が困難な障がい者の方などに障がい者等用駐車区画の利用証を宮城県が交付する制度です。
対象者	身体障害者や要介護認定を受けた者、妊産婦、けが人などで歩行が困難な方です。（対象基準の詳細については、窓口に御確認ください）
窓口	宮城県北部保健福祉事務所企画総務班 0229-91-0708



当事者団体・家族会・支援団体・その他(趣味・就労)団体を知りたいときは

県内で活動する様々な障がい福祉関係団体の取り組みについて、宮城県障害者社会参加推進センターホームページ(<https://miyagisuishin.zenpuku.or.jp>)で情報発信されています。

障がい者虐待かな？と思ったら

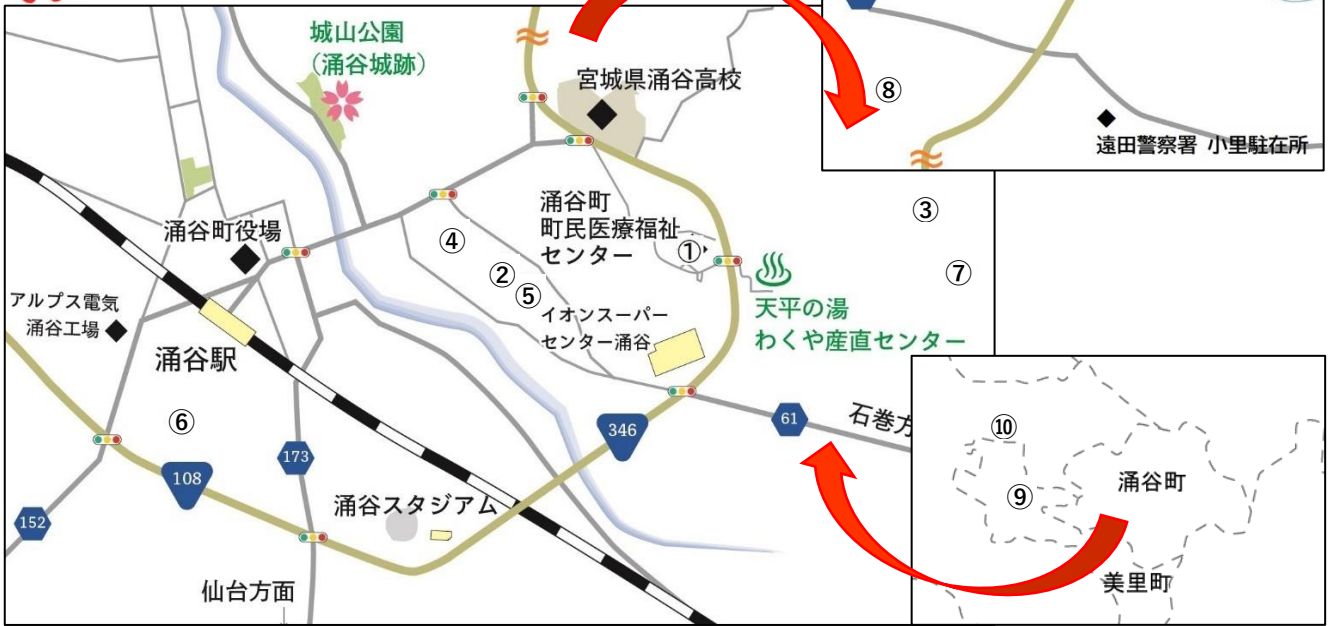
障がい者虐待とは、養護者（家族、親族、同居人等）、障がい者福祉施設従事者等、障がい者を雇用する事業主等による虐待で、障害者虐待防止法では、「何人も障害者に対し、虐待をしてはならない」と広く虐待行為を禁止しています。

- ① 身体的虐待： 殴る、無理やり食べさせる、縛り付ける、閉じ込める等
- ② 性的虐待： 性的な行為を強要する、わいせつな会話や映像を見せる等
- ③ 心理的虐待： 怒鳴る、悪口を言う、仲間外れ、子ども扱いする、無視をする等
- ④ 放置・放任： 食べさせない、不衛生な生活の放置、病気でも受診させない等
- ⑤ 経済的虐待： 年金や賃金を渡さない、本人の財産や預貯金を処分・運用する等

【相談窓口】 涌谷町町民医療福祉センター（涌谷町福祉課） 0229-43-5111



涌谷町障がい福祉まっぷ



① 涌谷町福祉課

住所:涌谷町涌谷字中江南278 涌谷町町民医療福祉センター内
電話:0229-43-5111 メール:gr-chiiki@town.wakuya.miyagi.jp



② 涌谷町基幹相談支援センター(基幹相談支援センター・生活介護・短期入所・日中一時支援)

住所:涌谷町涌谷字新下町浦188 結の郷わくや内
電話:0229-25-9675 メール:syppk145@ybb.ne.jp

結の郷わくやは、平成30年4月に社会福祉法人共生の森運営のもと事業を開始しました。町内において、生活介護・短期入所・日中一時支援を唯一提供しています。利用者の方々に寄り添った支援を目指して、施設内の厨房で作った暖かい食事提供や送迎サービスなどを行い、今後もより支援内容を充実させ利用者の方、ご家族の方に利用しやすい事業所となるよう取り組んでまいります。



② 相談支援事業所りーも

(特定相談支援・障害児相談支援)

住所:涌谷町涌谷字新下町浦188 結の郷わくや内

電話:0229-25-9675

メール:syppk145@ybb.ne.jp



相談支援事業は、いろいろな困りごとや課題に対して解決に向けて一緒に考えたりニーズの実現のために相談を行う事業です。特定相談では、主に障がいをもつ方の福祉サービスを利用するための計画の作成や困りごとの相談などを行います。

③ 共生の森グループホーム1号館

(共同生活援助)

メール:syppk145@ybb.ne.jp



アットホームな雰囲気の中で、利用者の皆さんが世話人などの力も借りながら、各々の生活を営んでいます。

グループホームの敷地内では小規模ですが畑を耕したり、趣味に没頭したり、食事・入浴・掃除・買い物など日々の生活に必要な能力を伸ばしていけるように世話人等がお手伝いをして共に暮らしています(居住する生活の場ですので、住所や電話番号はプライバシーに配慮し非公開とさせて頂いております)。

④ 共生の森（就労継続支援B型）

住所:涌谷町涌谷字築道西1-2

電話:0229-42-2589 メール:syppk145@ybb.ne.jp



ハンガー作業・銅線選別・農作業・リサイクル・キムチ製造・国保病院での販売・焼き芋づくりを主に利用者の皆様と職員が協力し行っております。リサイクルでは、段ボール・新聞・缶類を集めて搬出する作業を行っています。出来上がった商品は、共生の森での販売他、花野果市場・JA元気くん市場に出荷しています。その他、季節に応じた行事を行っています。



⑤ 涌谷町社会福祉協議会（地域活動支援センター・居宅介護・訪問入浴）

住所:涌谷町涌谷字新下町浦192

電話:0229-43-6661 メール:shakyo@wakuya-sfk.net



涌谷町社会福祉協議会（通称＝社協）は住民のみなさんを会員とし社会福祉のために活動する社会福祉法人格をもった民間の福祉団体です。豊かな地域社会づくりをめざし、住民主体を活動の基盤とした地域福祉活動、ボランティア活動の推進、福祉の啓発活動などに取り組んでいます。

また、障害者自立支援法の事業者として居宅介護、デイサービスといった介護サービス事業の経営を行っています。



⑥ 涌谷とうふ店（就労継続支援A型）

住所:涌谷町字桑木荒156-3 電話:0229-29-9127

メール:moritoku-tofu@tmt.ne.jp



涌谷町産ミヤギシロメ大豆を使用し、涌谷名物おぼろ豆腐をはじめとする豆腐類や三角油揚げをメインに各種油揚げ類を製造、販売しております。

宮城県の就労継続支援A型事業所として、障がいを持つ方々の就労の場としての大きな役割も担っています。

⑦ 涌谷・放送字幕制作センター（就労継続支援A型）

住所:涌谷町涌谷字瀧田20-1 電話:0229-25-5891

メール:moritoku-tofu@tmt.ne.jp



涌谷・放送字幕制作センターは2015年3月にオープンしました。

最新の設備を兼ね備えた字幕制作専門の施設です。

【仕事内容】

新作のアニメ・ドラマ・映画番組に字幕データ（文字入力）を字幕制作専用ソフトを使用して番組の台本通りに活字入力を行う作業をしていただきます。（活字は「ひらがな」「カタカナ」「漢字」「アルファベット」）

*専用ソフトの操作方法を指導しますので覚えればスムーズに作業出来ます。

⑧ にじいろてらす (就労継続支援B型)

住所:涌谷町小里字新一の坪81-1 電話:0229-25-4415

メール: info-alc@be.wakwak.com



自社製品の製造及び販売(七味唐辛子類)、小ネギの調整作業を行なっています。その他にも利用される方の得意なことややりたいことなどを実現できるようにしています。自分のペースで作業がしたい、簡単なことから少しずつ挑戦してみたい方など、就労経験が浅い方でも作業しやすいように対応しております。短時間からの利用等も対応していますので、お気軽にご連絡ください。



⑨ わ・は・わ美里 (生活介護・就労継続支援B型・日中一時支援)

住所:美里町青生字中ノ橋173 電話:0229-29-9987

メール:wahawa-misato@royal.ocn.ne.jp



「障害のあるなしにかかわらず誰もが安心して暮らせる地域社会をめざして」を法人理念とし、
「みんな元気に!みんな楽しく!」をモットーに
・ ご本人が望むことを尊重しながら、目標や生活の楽しみを見出します
・ おひとりおひとりのペースに合わせた活動や作業への参加、就労支援にも力を入れています



⑩ 放課後等デイサービス あぐりきっず (放課後等デイサービス)

住所:大崎市田尻北牧目字牧目39-9 電話:0229-25-6548

メール:agurikids@roukyou.gr.jp



あぐりきっずでは、普段の生活から社会性や自立性を身につけられるような療育を行うとともに、農業体験など自然に触れ合う機会を取り入れています。

【主な活動】

戸外活動:公園遊び・買い物体験・ランチ体験

室内活動:クッキング・手作りおやつ・制作活動

農業体験:トマトの収穫体験・自然体験

カフェ:保護者会・地域の方との交流会など

障がい福祉事業所で作られているものはどこで買えるの? どんな作業をお願いできるの?

◎ 涌谷町ホームページで、涌谷町障害者自立支援協議会に参加している団体の、手づくり商品や請け負っている作業を紹介しています。ぜひご覧ください。

涌谷町障害者自立支援協議会
自主製品



本紙に対するお問い合わせ先 涌谷町障害者自立支援協議会事務局

涌谷町基幹相談支援センター 電話:0229-25-9675

涌谷町福祉課福祉班 電話:0229-43-5111